

新設分割にかかる事後備置書類

(会社法第 811 条第 1 項第 1 号及び同施行規則第 209 条に基づく開示事項)

2024 年 8 月 1 日

東京都渋谷区道玄坂 1 丁目 12 番地 1 号
渋谷マークシティウエスト 20 階
株式会社ライスカレー
代表取締役 大久保 遼

東京都渋谷区道玄坂 1 丁目 12 番地 1 号
渋谷マークシティウエスト 20 階
株式会社 WinC
代表取締役 荻原 萌々佳

株式会社ライスカレー（以下「分割会社」といいます。）は、2024 年 7 月 16 日付新設分割計画書に基づき、2024 年 8 月 1 日をもって、株式会社 WinC（以下「新設会社」といいます。）を新たに設立し、分割会社の MiiS 事業に関して有する権利義務の一部を承継させる新設分割（以下「本件分割」といいます。）を行いました。

本件分割に関する会社法第 811 条第 1 項及び会社法施行規則第 209 条に定める事後開示事項は、次のとおりです。

記

1. 本件分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 209 条第 1 号）
2024 年 8 月 1 日
2. 会社法第 805 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第 209 条第 2 号）
本件分割は、会社法第 805 条に基づく簡易新設分割に該当し、同法第 805 条の 2 但書に定める場合に該当するため、差止請求をすることができる株主はありません。
3. 会社法第 806 条及び第 808 条の規定並びに第 810 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 209 条第 3 号）
(1) 反対株主の株式買取請求手続（会社法第 806 条）

本件分割は、会社法第 805 条に基づく簡易新設分割に該当し、同法第 806 条の適用がありませんので、反対株主の株式買取請求に関する手続は実施していません。

(2) 新株予約権買取請求手続（会社法第 808 条）

本件分割において、会社法第 808 条第 1 項第 2 号の要件を満たす新株予約権は、ありませんので、新株予約権買取請求に関する手続は実施していません。

(3) 債権者異議手続（会社法第 810 条）

本件分割において、分割会社は、本件分割により新設会社に承継される債務すべてについて重畳的債務引受をしておりますので、会社法第 810 条第 2 項及び第 3 項による債権者異議手続は実施していません。

4. 本件分割により新設会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 209 条第 4 号）

新設会社は、2024 年 8 月 1 日をもって、新設分割計画書に記載された、分割会社の MiiS 事業に付随する資産、負債、契約上の地位その他の権利義務を承継しました。

5. その他本件分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 209 条第 5 号）

該当事項はありません。

以上